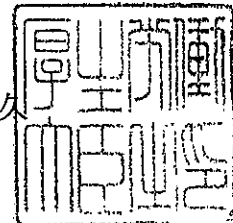


厚生労働省発基安 0313 第1号
平成 29 年 3 月 13 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、三酸化ニアンチモン及び三酸化ニアンチモンを含有する製剤その他の物（以下「三酸化ニアンチモン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務を追加すること。

第二 特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、三酸化ニアンチモン等を追加すること。

第三 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十九年六月一日から施行すること。

二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 管理第二類物質の追加

三酸化ニアンチモン及び三酸化ニアンチモンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「三酸化ニアンチモン等」という。）を管理第二類物質とし、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）の規定を適用すること。

二 三酸化ニアンチモン等に係る適用除外業務

三酸化ニアンチモン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務については、特化則の規定を適用しないこと。

三 三酸化ニアンチモン等に係る作業環境測定の実施等

事業者は、三酸化ニアンチモン等を製造し、又は取り扱う作業場（六の2の(二)のア及びイに掲げる作業を行う作業場で同六の2の(二)の措置を講じた場合におけるものを除く。）については、これらの空气中の濃度の測定等を行うものとする。

四 健康診断の実施等

1 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させている労働者に対し、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、三酸化二アンチモンによるせき、たん、頭痛、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査並びに医師が必要と認める場合は尿中のアンチモンの量の測定等について、雇入れの際等及びその後六月ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行うものとする。

2 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対し、三酸化二アンチモンによるせき、たん等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査並びに医師が必要と認める場合は心電図検査について、六月ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行うものとする。

3 事業者は、1又は2の健康診断の結果、異常の疑いがある者等で、医師が必要と認めるものについては、作業条件の調査（三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）及び医師が必要と認める場合は胸部のエックス線直接撮

影又は特殊なエックス線撮影による検査等について、医師による健康診断を行うものとする。

五 作業環境測定記録等の保存期間等

事業者は、三酸化二アンチモン等に係る作業環境測定、作業環境測定の結果の評価、作業及び健康診断の結果に係る記録については、三十年間保存するものとともに、事業を廃止する際にはこれらのうち一定の記録を所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

六 三酸化二アンチモン等に係る措置

1 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場の床等は、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上掃除するものとともに、当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等について、これらを容器等に梱包したときを除き、付着した三酸化二アンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出さないものとする。

2 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合において、次のいずれかに該当するときは、三酸化二アンチモン等のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密

閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しないものとする。

(一) 粉状の三酸化ニアンチモン等を湿潤な状態にして取り扱わせるとき。

(二) 次のいずれかに該当する作業に労働者を従事させる場合において、当該労働者に有効な呼吸用保護具等を使用させる等の措置を講じたとき。

ア 製造炉等に付着した三酸化ニアンチモン等のかき落としの作業

イ 製造炉等からの三酸化ニアンチモン等の湯出しの作業

3 労働者は、事業者から2の(二)の保護具等の使用を命じられたときは、これらを使用するものとする。

第二 その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十九年六月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。